

総会決議 2 平和への権利の国際人権条約化へ向けて

- 1, 2016年12月中旬に、国連総会で平和への権利・国連宣言が採択されることがほぼ確実になった。2003年のイラク戦争以降、スペイン国際人権法協会が先鞭をつけた国際NGO運動に、JALISAとしても関与し、国連人権理事会では2008年以来、国際法典化決議が採択され続けてきた。NGOが主導し、賛成国とも共同した国連における活動の結果、今回の国連総会採択がされるに至ったものである。
- 2, 平和への権利は、日本の平和的生存権と同じく、個人が政府や国際機関に対して、平和に生きる権利に対する妨害を止めさせ、権利の実現を要求することができる権利である。このような権利の存在が国連宣言で確認され、さらに各国に普及されていくことで、世界平和の実現に近づくことができる。また、国家の安全保障でなく、人間本位の安全保障を実現させていく上でも、平和への権利は、国際平和問題に対する個人のコミットを実現させる点で、重要な役割を果たしていく。日本政府は、憲法で平和的生存権を掲げる国であるにも関わらず、国連人権理事会と国連総会（第3委員会）で反対をしてきた。このような態度は、核兵器禁止条約に向けた日本政府の態度と同様に、世界の平和の実現における日本の特別な役割に背くものである。JALISAには他の日本の市民団体とともに本国憲法や9条を守る運動に役立ち、日本政府の態度を変えさせていくべき独自の責務がある。
- 3, 国連総会で平和への権利・国連宣言が採択されても、その後の実施手続きが自動的に決まっているわけではない。たとえば、国連宣言でも言われているように、国連人権理事会やユネスコ・国連大学の場で、平和への権利の実施と具体化が進むように手続面の提言なども含めて、JALISAとして、よりいっそうの主体的関与が求められる。また、日本の平和的生存権の考え方や研究成果・判例などを、平和への権利の実践的経験が少ない、他国や国連の場に、積極的に普及していく必要もある。そのために、国内の憲法学者、国際法学者、弁護士、日弁連、市民の平和活動家らと、積極的に討議、研究、共同行動をして結びつきを強めていこう。さらに、国連の場では、JALISAが長年にわたって関係を築いてきたIADLやジュネーブ在住のNGOなど国際NGOや他国のNGOと協力・連帯を強めて国際社会に直接働きかけていこう。